別紙２

凡例　①：代表者／所在地

②：処分の内容　③：法令根拠　④：処分理由

３　株式会社エムキャッスル（東京都知事（般－４）第 156238 号）

①	山城　幸信　／　東京都杉並区阿佐谷北二丁目９番 10 号
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の２第１項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和８年９月25日付け東京都公報で公告したが、公告の日から30日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第29条の２第１項に該当する。

４　株式会社丸相（東京都知事（般－５）第 157143 号）

①	松山　成喜　／　東京都台東区東上野２－22－５－503
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の２第１項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和８年９月25日付け東京都公報で公告したが、公告の日から30日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第29条の２第１項に該当する。

５　株式会社太栄テック（東京都知事（般－５）第 157620 号）

①	南條　太郎　／　東京都西東京市保谷町１－８－４サンライズ関道 101 号室
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の２第１項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和８年９月25日付け東京都公報で公告したが、公告の日から30日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第29条の２第１項に該当する。

６　株式会社ＩｎｄｕｓｔｒｉａｌＬｉｎｋ（東京都知事（般－５）第 157839 号）

①	田中　亮祐　／　東京都千代田区岩本町一丁目２番 11 号渡東ビルディングアネックス
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の２第１項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和８年９月25日付け東京都公報で公告したが、公告の日から30日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第29条の２第１項に該当する。